

「新しい東北」先導モデル事業 公募要項

平成 25 年 7 月 23 日
復 興 庁

1. 事業の趣旨

復興推進委員会の『新しい東北』の創造に向けて（中間とりまとめ）（平成 25 年 6 月）（以下、『中間とりまとめ』という。）を踏まえ、「東日本大震災復興推進調整費」を活用して、被災地の復興に向けた取組を加速化するため、『新しい東北』先導モデル事業（以下、「本事業」という。）を創設しました。

本事業は、「新しい東北」の実現に向け、被災地で既に芽生えている先導的な取組を育て、被災地での横展開を進め、東北、ひいては日本のモデルとしていくため、被災地の住民や団体の発意による、「新しい東北」に資する先導的な幅広い取組を公募し、支援することをねらいとするものです。本事業では、プロジェクトの立ち上がり段階における、専門家派遣や実証事業、関係者の合意形成等、ソフト分野を中心に、様々な取組を包括的に支援します。

応募主体は、「新しい東北」に資する先導的な幅広い取組を提案することができます。提案された取組は、復興推進委員等の有識者からの意見を踏まえた上で選定され、国による調査として実施されます。

2. 応募資格

復興の加速化に取り組む者であって、以下のいずれかに該当する法人又は団体であれば応募することができます。

- ① N P O 等の法人
- ② 事業者等の組織する団体
- ③ 地方公共団体を構成員に含む団体

※企業単独、地方公共団体単独での応募はできません。

3. 募集する提案

本事業は、公募により広く企画の提出を求める「企画競争」として提案を募集するものです。提案内容について審査を行った上で、選定された提案については、提案者との契約により調査を実施します。予算規模は 9 億円、選定件数は、60 件程度を想定しています。

以下の事項に留意の上、提案を行って下さい（詳細は別紙 1 仕様書をご参照下さい）。

（1）募集する提案の内容

<取組内容>

復興推進委員会の中間とりまとめⅣ（別紙 2 をご参照下さい）で示された以下のテ

ーマ（分野）について、「新しい東北」に資する先導的な幅広い取組に関する提案を募集します（複数の分野の横断も可）。

- ・元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会
- ・「高齢者標準」による活力ある超高齢社会
- ・持続可能なエネルギー社会（自律・分散型エネルギー社会）
- ・頑健で高い回復力を持った社会基盤（システム）の導入で先進する社会
- ・高い発信力を持った地域資源を活用する社会 等

<目標の設定>

実施される取組の効果を把握するため、数値目標等を可能な限り設定することが必要です。

なお、定量的な目標の設定が困難な場合には、定性的な目標を設定していただくことも可能です。事業の効果が分かりやすい目標として下さい。

<取組の選定基準>

取組の選定は、以下の①～⑥の基準を満たしているかという観点から実施します。

①先導性・モデル性

「新しい東北」の創造に向け、「先進的な発想や手法を用いて解決し得る先導性」や、「他の地域の取組の参考となり得るモデル性」を有していること。

②持続性

「新しい東北」先導モデル事業を通じて、取組を継続的に支える地域の担い手となる人材の育成や、運営体制の構築を行う等して、取組が本格的な展開へとつながる持続性があること。

③相乗効果・波及効果

単体の事業だけで完結することなく、関係する他の取組と連携すること等により、当該取組からの相乗効果・波及効果が見込まれること。

④主体性

地域の関係者が各々明確な役割分担の下、自ら主体となって判断し・実行する実施体制を確保していること。

⑤計画性・実現可能性

全体構想が明確かつ具体的であり、構想の実現に向けた取組が整合的である、実現に必要な人材の確保を図る等、目標達成に向けた計画性があること。

⑥効率性

既存の体制等を最大限活用していること（例えば、提案主体が自助努力によって対応するための工夫や、他の資金確保方策等が明示されていること等。）

(2) 本事業による支援対象となる取組と経費の範囲

(本事業による支援対象となる取組の範囲)

募集する提案は、「新しい東北」に資する先導的な取組の立ち上がり段階における、地域の合意形成やプロジェクトの検討、試行的取組や効果検証といった取組を対象とします。

施設整備等、いわゆるハード事業は対象とはなりません。

<支援対象となる取組の例>

募集する提案は、「新しい東北」の創造に向け、プロジェクトの立ち上がり段階における、専門家派遣や実証事業、関係者の合意形成等、前述（１）に例示された各テーマ（分野）におけるソフト面の取組が対象となります。

<支援対象とならない取組の例>

- ・一過性、単発のイベント等の実施
- ・策定だけで終わってしまう地域ビジョンの取りまとめ 等

（本事業による支援対象となる経費の範囲）

支援対象となる経費は、提案のあった取組の実施に係る経費であって、かつ、国からの調査費として措置することができるもの（下記以外）に限ります。

<支援対象とならない経費の例>

- ・提案団体の通常の運営経費等、提案のあったプロジェクトの実施に直接必要となる経費以外の経費
- ・平成 25 年度内に実施されない活動に係る経費
- ・国等により別途、補助金、委託費等が支給されている経費
- ・用地の取得、施設整備、車両又は設備の購入に要する経費（消耗品の購入や、リースは可） 等

（３）実施期間

本事業の実施期間は、契約締結日～平成 26 年 3 月 31 日とします。調査契約締結時期は概ね 10 月上旬頃を予定しています。予算を平成 26 年度に繰り越すことはできません。複数年度にわたる取組であっても、今回支援対象とする取組は平成 25 年度内に実施されるものに限りま

（４）実施体制

提案に基づく取組は、原則として受注者が自ら行うこととします。なお、複数の団体・法人が実施主体となることも可能ですが、その場合には応募時にあらかじめ構成員毎の役割分担を明示することにより、復興庁が承認の上、その範囲内で構成員に対し再委託を行うことができます。

また、構成員以外の者への一部再委託についても、あらかじめ復興庁から承認を得た

上で行うことができます。

4. 応募に際しての必要書類

応募に際しては、下記及び様式記載例に従い、別途提示する様式に簡潔・明瞭に記入の上、提出して下さい。なお、様式については復興庁のホームページ（※）にあるファイルをダウンロードし、()内の形式にて提出して下さい。

(※) <http://www.reconstruction.go.jp/>

(1) 様式1-1 (Word形式)：表紙、背景、目標、取組内容、実施体制等（6枚以内）

「新しい東北」に向けた取組の全体構想、目指す目標像、提案の背景、取組の内容（平成25年度及び平成26年度以降の展開について）、取組の具体的な目標（平成25年度及び平成26年度以降について）、関連補助事業等（申請途中のものも含む）、実施体制（法人や団体内での役割分担を含む）等について記載して下さい。

(2) 様式1-2 (Word形式)：スケジュール（2枚程度）

平成25年10月以降に実施しようとする取組の実施スケジュール、及び平成26年度以降に展開しようとする取組のスケジュールについて記載して下さい。

(3) 様式1-3 (Excel形式)：必要経費の概算等（2枚程度）

平成25年度に実施しようとする取組の必要経費の概算について記載して下さい。また、当該取組を行うことによるかかり増し分の必要経費について、今回の支援対象としない経費があれば、支援対象とする必要がない理由（自助努力や既存資源を活用して対応する、他の手法により資金調達を行う等）とともに記載して下さい。

(4) 様式2 (Excel形式)：提案者の概要（1枚程度及び添付資料）

本事業の実施主体となる者、代表者又は代表法人・団体、連絡先、団体の概要（職員数、団体活動実績（沿革）等）を提出して下さい。また、提出が可能な限り、団体の規約（意思決定方法、会計管理方法）、直近の類似事業の事業報告書、財務諸表、財産目録等を添付して下さい。

なお、今後復興庁から確認をとる可能性があるため、原則、取組に係る地方公共団体や、公益的団体の担当窓口を申請書に付記していただく必要があります。

(5) 様式3 (PowerPoint形式)：提案の概要図（1枚）

様式1-1及び1-2に記載された提案の内容（課題・問題意識、取組内容、実施主体間の連携、平成26年度以降の展開、目指す目標像、実施スケジュール等）を1枚で作成して下さい。PowerPointでの作成が困難な場合には、Word形式にて提出いただいても構いません。

(6) 様式4 (Word形式) : 誓約書

暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出して下さい。

5. 公募期間・提案書類提出方法

(1) 周知期間 (公募内容の周知や相談等)

平成 25 年 7 月 23 日 (火) ～平成 25 年 7 月 31 日 (水)

(2) 公募期間

平成 25 年 8 月 1 日 (木) ～平成 25 年 8 月 21 日 (水)

(3) 公募締切

平成 25 年 8 月 21 日 (水) 17:00

(4) 提出方法

応募書類は、下記送付先に持参又は郵送 (書留郵便に限る。8 月 21 日 (水) 必着) で 12 部及び電子媒体 (光ディスク (CD-R 又は DVD-R ディスク)) 1 部を提出して下さい。

【提出先】

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル 6 階
復興庁総合政策班 原田、砂場

なお、電子媒体の使用可能なソフトは、「Microsoft Word2010」「Microsoft Excel2010」「Microsoft PowerPoint2010」「Just System 一太郎 2010」「Adobe Reader9.0」以前の形式に限ります。

6. 応募後の手順とスケジュール

＜応募内容の確認＞ 8 月中

公募期間終了後に、応募内容について、実現可能性や実効性等を確認するため、必要に応じて電話等による問い合わせを行うことがあります。また、場合によっては、応募書類の内容について、記載内容の修正等をお願いすることがあります。

＜選定期間＞ 9 月中 (予定)

応募のあった提案について、「3. (1) ＜取組の選定基準＞」に則り、地域バランスやテーマ (分野) バランスも考慮しつつ、復興推進委員等の有識者からの意見を踏まえた上で選定します。

選定結果は、復興庁のホームページで公表するとともに、応募した全者に通知いたし

ます。

<契約締結> 9月末～10月上旬（予定）

復興庁が、選定された提案の応募者と契約手続きを行います。

※ 選定の結果、契約候補者として選定されたとしても、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、復興庁と契約関係が生ずるものではありません。

※ 選定された応募者は、通知後速やかに提出書類を反映した形で、仕様書（案）を基に復興庁と仕様書の確定を行うものとします。

<成果の確認・評価> 3月末～4月中旬（予定）

選定された取組の成果を把握するため、年度末に、成果物の検査及び今後の展開について聴取するほか、取組の開始から概ね3か月経過した時点で、取組の進捗状況について確認を実施します。

なお、取組の成果（実施状況、効果、数値目標等の達成状況）を検証するため、調査終了後に評価を実施し、評価の内容を復興推進委員会等に報告するほか、対外的に公表します。

7. 問い合わせ先

様式記入方法に関する相談につきましては、以下連絡先にご相談下さい。

【連絡先】

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル3階

株式会社日本経済研究所 調査本部 政策調査部

（担当）川島・河野瀬・中村

E-Mail newtohoku@jeri.co.jp

TEL 03-6214-4614

FAX 03-6214-4602

お問い合わせは E-mail または FAX（様式自由、ただし規格はA4版）でお願いします。
なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず『「新しい東北」先導モデル事業』として、回答送付先の組織名、担当窓口の部署名、担当者の氏名、連絡先（E-mail または FAX）を明記して下さい。

受付期間は、平成25年7月24日10時00分より平成25年8月21日10時00分までとします。

8. その他

- ・ 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・ 応募に必要な資格のない者の提出した書類、また、提出した書類に虚偽の記載を行った場合は、当該書類を無効とします。

- ・ 必要書類の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ・ 提出された書類は、原則返却しないこととします。
- ・ 提出された書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行いません。
- ・ 採用された書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- ・ 本業務に関連して受注者が知り得た情報については、守秘義務が生じます（ただし、提出される成果物に含まれる情報についてはこの限りではない）。

以上

仕 様 書 (案)

平成 25 年 7 月 23 日

1 件名

「新しい東北」先導モデル事業

2 事業の目的・背景

復興推進委員会の「『新しい東北』の創造に向けて（中間とりまとめ）（平成 25 年 6 月）（以下、『中間とりまとめ』という。）」を踏まえ、「東日本大震災復興推進調整費」を活用して、被災地の復興の加速化に向けた取組を加速化するため、「『新しい東北』先導モデル事業」（以下、「本事業」という。）を創設した。

本事業は、「新しい東北」の実現に向け、被災地で既に芽生えている先導的な取組を育て、被災地での横展開を進め、東北、ひいては日本のモデルとしていくため、被災地の住民や団体の発意による、「新しい東北」に資する先導的な幅広い取組を公募し、支援することをねらいとするものである。本事業では、プロジェクトの立ち上がり段階における、専門家派遣や実証実験、関係者の合意形成等、ソフト分野を中心に、様々な取組を包括的に支援する。

応募主体は、「新しい東北」に資する先導的な幅広い取組を提案することができ、提案されたプロジェクトは、復興推進委員等の有識者からの意見を踏まえた上で選定され、国による調査として実施される。

3 業務内容 ※具体的な業務内容は、個別の事業による

復興推進委員会の中間とりまとめⅣで示された以下のテーマ（分野）について、「新しい東北」に資する先導的な取組を行う。

- ・元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会
- ・「高齢者標準」による活力ある超高齢社会
- ・持続可能なエネルギー社会（自律・分散型エネルギー社会）
- ・頑健で高い回復力を持った社会基盤（システム）の導入で先進する社会
- ・高い発信力を持った地域資源を活用する社会 等

4 履行期限

平成 26 年 3 月 31 日を履行期限とする。

5 成果物

(1) 事業報告書（紙媒体及び CD-R、DVD-R）各 10 部

（例）事業化や社会実験に係る分析・検証結果 等

(2) 事業検討過程の資料 一式

（例）事業化や社会実験の検討段階、調整段階における資料、個票 等

「新しい東北」の創造に向けて (中間とりまとめ)

復興推進委員会

平成 2 5 年 6 月 5 日

Ⅳ. 当面对応すべき課題について

今般の中間とりまとめに掲げられた事項については、復興庁のみならず、政府全体で取り組むべき課題であり、これまでも、被災地の復興を進める中で検討されてきた課題でもある。

しかしながら、今回の被害の規模が甚大であり、また、復興を進める公共団体も被災し、復興に関する担い手が大幅に不足していることから、必ずしも、十分に対応できているとは言い難い状況である。

これらの取組を強化し、さらに復興を加速化していくためには、見直された復興財源フレームを最大限有効活用し、不適切使用等の批判を招くことのないよう、復興需要に的確に対応する必要がある。

このため、平成25年度の復興特会に計上されている予算については、復興庁が司令塔機能を発揮し、被災地全体の課題解決に向けた適切な執行を図るとともに、諸制度の隙間を埋めるため、当面对応すべき課題等については、「復興推進調整費」等を活用して、来年度を待つことなく迅速に対応し、中間とりまとめで示した目標像の具体化を進め、施策の成果を目に見える形で実現することが必要である。

また、必ずしも、被災地の復旧には該当しない事項についても、今の日本が抱える課題の克服や、世界のモデルとして発信できる取組については、「日本の成長戦略」や「イノベーション」、「規制改革」を実践する場として、全国に先駆けて、被災地の復興事業と併せて、政府全体の施策を進める中で、社会実験や研究開発のプロジェクト等を進めていくことも重要である。

このような取組を積み重ねることにより、被災地の復興を進める中で、新しい復興の形を示し、創造と可能性の地としての「新しい東北」の創造に寄与できると考えている。

【復興推進調整費等を活用して当面对応すべき課題の具体例】

(元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会)

- 身体運動学的な配慮等が行きとどいた全天候型運動場等の工夫された空間（運動場、校庭・園庭、公園等）の確保
- スポーツ等を核とした、子どもたちと大人の交流促進
- 子どもの興味、関心、創造性を引き出す「良き大人」としてのプレイリーダーの養成
- 子どもの心と体が健やかに育むためのコホート研究

(「高齢者標準」による活力ある超高齢社会)

- 24時間対応の在宅医療・看護・介護等の多職種連携システムとこれらを支える様々な次世代情報基盤の導入（スマートセンサーを利用した高齢者の健康管理、電子カルテなど医療福祉情報ネットワークの構築など）
- 健診・診療情報のデータベース化と知見の抽出
- 生きがい就労コミュニティビジネスの振興
- 復興事業等を通じた様々なタイプのコミュニティスペースの整備
- シルバー人材等を活用した公共交通システムの整備
- 災害公営住宅や防災集団移転促進事業を実施する際のコミュニティ再生

(持続可能なエネルギー社会)

- 復興まちづくりに併せた新しいエネルギーシステムの実証実験（国内外の先進事例の導入を含む）
- クリーンテック産業クラスターのハブ拠点やネットワークの構築

(頑健で高い回復力を持った社会基盤の導入で先進する社会)

- 危機に面した際の重大な被害を回避し、機動的な回復を図るためのシステムの構築
- ICTを活用した官民連携・危機対応プラットフォーム
- 建築物の長寿命化技術の開発・普及
- コンパクトなまちづくりを目指した地区防災計画の策定や被災者台帳の整備

(高い発信力を持った地域資源を活用する社会)

- 地域固有の魅力を伸ばしつつ、地域外や市場と積極的につながる地域ぐるみの自主的な取組の支援などによる「地域連携価値共創ビジネス」の推進
- 地域独自の観光資源の他地域、世界への発信の支援
- 地域資源の発掘や発信を支援する専門家集団の形成と地域での活動支援
- 地域ブランドや自然農法産品の良さ、おいしさについて、品質成分や形状などエビデンスに基づく発信による市場開拓
- 防災、減災、復興を学ぶ被災地への研修旅行、修学旅行及び復興応援ツアーや農漁業、自然体験型ツアーの推進

(「新しい東北」の創造に向けた共通課題)

- 復興人材派遣のためのプラットフォームの構築
- 新たな起業者や復興への民間投資を促進するためのプラットフォームの構築
- これらを支えるネットワークの整備、人材育成や、被災地の住民・事業者・各種団体等の発意による地域主体の復興事業の支援

「新しい東北」先導モデル事業 提案書

平成 25 年 月 日

復興庁統括官 殿

（代表者 組織・役職・氏名） 印

「新しい東北」先導モデル事業について、以下のとおり提案いたします。

【提案名】

--

【問い合わせ先】

組織・役職名：

氏 名：

住所 〒

TEL：

FAX：

E-mail：

「新しい東北」先導モデル事業 提案書（様式1－1）

(1) 提 案 名		
(2) 提 案 者 名	(本事業の実施主体となる者の名称を記入して下さい。)	
(3) 代 表 者 名 等	(代表者名を記入して下さい。また、複数の実施主体を含む場合は、代表法人・団体名を記入して下さい。)	
(4) 対 象 地 域	対象と考えているエリアについて、都道府県、市町村・（地区）の順に記入して下さい。複数のエリアにわたる場合は、全て記入して下さい。	
(5)「新しい東北」に向けた取組の全体構想、目指す目標像	平成 25 年度及び平成 26 年度以降を通じて実現しようとする取組の全体構想や、目指す目標像について、簡潔に記述して下さい。グラフ・表等を挿入していただいても結構です。	
(6)提案の背景	○現状、問題意識	
	提案の背景にある地域の現状や問題意識（例えば、人不足、資金不足、情報不足等）について、できる限り定量的かつ簡潔に記述して下さい。グラフ・表等を挿入していただいても結構です。	
	○これまでの関連の取組	
	内 容	実施主体
	これまでに関連する取組を実施している場合は、そのどこを引き継ぎ、あるいはどこを変えて、本取組につなげていこうとするのかがわかるよう、これまで地域で取り組んできた関連の取組の内容、実施主体、その成果、課題等について、記述して下さい。（これまで特筆すべき取組がなかった場合は、この欄への記述は必要ありません。）	

※必要に応じて適宜、行や欄を追加していただいても構いませんが、様式1－1～1－3全体の枚数は10枚程度以内にして下さい。

(7)取組の内容

○「新しい東北」先導モデル事業で取り組む内容のねらい

取組内容全体としての目的に加え、取組の選定基準である①先導性・モデル性、②持続性、③相乗効果・波及効果、④主体性、⑤計画性・実現可能性、⑥効率性等について、アピールポイントを記述して下さい。

取組①	
実施主体	
該当するテーマ	
内 容	

個々の取組ごとに、実施主体、及び、「『新しい東北』の創造に向けて（中間とりまとめ）」で示されたどのテーマ（分野）に該当するのかについて記入して下さい。また内容欄には、専門家を招聘する場合は目的及び専門分野・概ねの招聘回数・日数、実証事業を行う場合は内容・期間等、具体的な内容について簡潔に記述して下さい。

実際に取組を実施できる時期は、契約締結日以降（平成25年10月上旬以降を予定）、年度内となりますので、それを踏まえた適切な内容・期間を設定して下さい。

取組③	
実施主体	
該当するテーマ	
内 容	

○平成 26 年度以降の展開

平成 26 年度以降の展開について記述して下さい。

「新しい東北」先導モデル事業を受けて、平成 26 年度以降に展開する予定（構想）の取組内容、取組の自立に向けた採算性の工夫等について、記述して下さい。

※必要に応じて適宜、行や欄を追加していただいて構いませんが、様式1-1～1-3全体の枚数は 10 枚程度以内にして下さい。

(8)取組の具体的な目標	○目標1→			
	平成 25 年度末時点での目標		平成 26 年度以降の目標	
	平成 25 年度「新しい東北」先導モデル事業を通じて達成しようとする目標、及び平成 26 年度以降の目指す目標について、可能な限り、数値目標を設定して下さい。複数の目標を設定していただくことも可能です。 取組の性質上、数値目標が設定できない場合は、効果の把握が可能な定性的な目標を設定していただくことも可能です。取組の効果が分かりやすい目標として下さい。			
	○目標3→			
	平成 25 年度末での目標		H26 年度以降の目標	
(9)関連補助事業等	調査・事業名	実施主体	補助機関	概 要
	①	「新しい東北」先導モデル事業と同時に取り組む他の補助事業等(採択済み及び応募中のもの)がある場合には、その調査・事業名、実施主体、補助機関(国、県等)、概要(補助内容等)について記述して下さい。		
	②			
	③			
	④			
	⑤			
(10) 実施体制	実施体制、実施主体間の連携体制について記述して下さい。 また、取組を実施する上での地域等の協力体制等、実施環境についても併せて記述して下さい。			

※必要に応じて適宜、行や欄を追加していただいて構いませんが、様式1-1～1-3全体の枚数は10枚程度以内にして下さい。

「新しい東北」先導モデル事業 提案書（様式１－２）

平成 25 年度の取組におけるスケジュール	
10 月	※記入例 課題整理 ↓ 関係機関調整
11 月	↓ ↓ 具体的検討項目① ↓ 具体的実施項目③ ↓ 具体的検討項目② ↓ 具体的実施項目④ ○○に関する取組
12 月	具体的実施項目③ ○に関する取組 ○実施地域： ○実施期間： ○実施内容： ○・・・・：
1 月	具体的実施項目④ ○○に関する取組 ○実施地域： ○実施期間： ○実施内容： ○・・・・：
2 月	○評価 ○今後の課題整理、次年度の実施項目検討
3 月	○評価 ○今後の課題整理、次年度の実施項目検討
平成 26 年度以降の展開スケジュール	平成 26 年度の取り組み（予定） ○ 本格導入に向けた具体的検討 ↓ ○本格導入に向けた関係機関調整 ↓ ○本格的な事業展開 ・実施地域： ・実施期間： ・実施内容： ・・・・・

民間有識者の招聘（○ヶ月）

※必要に応じて適宜、行や欄を追加していただいて構いませんが、様式１－１～１－３全体の枚数は 10 枚程度以内にしてください。

「新しい東北」先導モデル事業 提案書（様式1-3）
【平成25年度の実施における必要経費の概算】

提案名	
提案団体名	（本事業の実施主体となる者の名称を記入して下さい。）

調査費合計 0 円 (消費税を含む)

積		算		内		訳		備考(使用目的・根拠等)	
○ 項目①「 ■■									

※行が足りない場合は適宜追加してください。

[illegible]

※行が足りない場合は適宜追加してください。

[illegible]

※行が足りない場合は適宜追加してください。

[illegible]

※ 必要に応じて適宜、行や欄を追加していただいて構いませんが、様式1-1～1-3全体の枚数は10枚程度以内にして下さい。

「新しい東北」先導モデル事業 提案書（様式2）

【 提 案 者 の 概 要 】

項 目		記 入 欄
提 案 名		
対象地域	(都道府県名)	
	(市区町村・地区名)	
提案者名		(本事業の実施主体となる者の名称を記入して下さい。)
代表者名		(代表者名をを記入して下さい。)
代表法人・団体名		(複数の実施主体を含む場合は、代表法人・団体名を記入して下さい。)
連絡先 (電話番号)		
(FAX)		
(E-Mail)		(行が足りない場合は、適宜追加して下さい。)
構成団体名①		
構成団体名②		
構成団体名③		(行が足りない場合は、適宜追加して下さい。)
関係する団体名		(原則、取組に関係する地方公共団体名や公益的団体名、及び部署を記入して下さい。)
連絡先 (電話番号)		
(FAX)		(行が足りない場合は、適宜追加して下さい。)
※団体の概要(職員数、団体活動実績(沿革)等)を添付して下さい。また、提出が可能な限り、団体の規約(意思決定方法、会計管理方法)、直近の類似事業の事業報告書、財務諸表、財産目録等を添付して下さい。		

<記入例>

提案名(対象地域)

—提案法人・団体名—

「新しい東北」先導モデル事業 提案書(様式3)

課題・問題意識(提案の背景)

○(様式1-1から抜粋).....

必ずしもこの記入例どおりの図にしていなくても必要はありませんが、実施主体間の連携や、取組内容間のつながり等、本事業のねらいが分かるように記入して下さい。

事業の全体構想・目指す目標像

平成25年度「新しい東北」先導モデル事業

○取り組む内容のねらい・実施主体間の連携等

- (様式1-1から抜粋).....
-

○主な取組

【取組①「事業名■■■■■」、実施主体■■■■■】

- (1)取組内容
 - (2)見込まれる効果 等
- (様式1-1から抜粋)

(必要に応じ)
図・写真等も使用

【取組②「事業名■■■■■」、実施主体■■■■■】

- (1)取組内容
 - (2)見込まれる効果 等
- (様式1-1から抜粋)

(必要に応じ)
図・写真等も使用

平成26年度以降の展開

- (様式1-1から抜粋).....
-

目指す目標像

- (様式1-1から抜粋).....

実施スケジュール

H25年10月 (様式1-2より抜粋)...

11月
~12月 スケジュール記載例

H26年1月
~3月 実施取組②
○○に関する実証実験
.....

実施取組③

本格展開に向けた調整

H26年4月~
来年度以降の展開
(1)
(2)
(3)

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

復興庁会計担当参事官 殿

平成 25 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

代表者の生年月日

印

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。